



# 国勢調査は日本の実態を明らかにする重要な調査です！

国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするために「統計法」により5年ごとに行われる国の最も重要な調査で、日本にお住まいのすべての人・世帯を対象に行います。

調査の結果はさまざまな形に加工され、行政機関で次のような目的のために利用されるほか、学術の分野などでも利用されています。

## 社会福祉の向上

就学前の人口、高齢世帯の状況、就業状態など



## 街づくり・防災対策

人口密度、昼夜間人口、  
住宅の建て方、居住密度など



## 地方交付税の算定

人口、世帯数、従業者数など



## 「かたり調査」にご注意ください！

- 国勢調査をよそおって個人情報聞き出そうとする不審な訪問・電話等にご注意ください。
- 調査員は、身分を証明する顔写真入りの『国勢調査員証』を携帯しています。
- 不審に思ったら、区役所統計選挙係または、政策局統計情報課へご連絡ください。



## ◆◆◆国勢調査は回答の義務があります◆◆◆

統計法では、正確な統計を作成するために、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められていますので、ご回答をよろしくお願いいたします。

国勢調査に関するお問合せは、お住まいの区の区役所統計選挙係または、横浜市政策局統計情報課へ

青葉区 ☎ 978-2205  
旭区 ☎ 954-6012  
泉区 ☎ 800-2315  
磯子区 ☎ 750-2315  
神奈川区 ☎ 411-7014  
金沢区 ☎ 788-7712

港南区 ☎ 847-8308  
港北区 ☎ 540-2215  
栄区 ☎ 894-8315  
瀬谷区 ☎ 367-5615  
都筑区 ☎ 948-2216  
鶴見区 ☎ 510-1660

戸塚区 ☎ 866-8315  
中区 ☎ 224-8116  
西区 ☎ 320-8314  
保土ヶ谷区 ☎ 334-6206  
緑区 ☎ 930-2213  
南区 ☎ 743-8114

横浜市政策局統計情報課 ☎ 671-2104

横浜市・神奈川県警察からのお知らせです

日本年金機構  
個人情報流出を口実とした

# 悪質な詐欺に ご注意ください

日本年金機構・横浜市・区役所などから

- この件に関して電話で連絡をすることは一切ありません。
- お金やキャッシュカードを要求することはありません。
- ATMの操作によるお手続きを依頼することはありません。

日本年金機構や職員などを名乗る電話がかかってきたら下記までご相談ください

日本年金機構 専用電話窓口(コールセンター)

0120-818211

受付時間 8:30~21:00 (平日及び土日)

または

戸塚警察署 045(862)0110

横浜市 市民局地域防犯支援課

横浜市 健康福祉局保険年金課

# 戸塚区ハウスマンテの担い手養成講座

## 受講生募集案内

住まいを維持し、防災・減災への対応など住環境を守るための正しい知識と技術を習得して地域に貢献する「ハウスマンテの担い手」を養成します。

また、ハウスマンテナンスの知識やノウハウの情報を地域の方々に提供したり、講習会を企画したりする「コーディネーター」の資質を習得します。

	日程	時間	内容
1	10月3日(土)	9:00 ~12:00	・オリエンテーション ・講義“家具転倒防止と地域活動”
2	10月24日(土)	9:00 ~16:00	・家具転倒防止対策の実習 電動工具を使った金具の選択と取付、市販の強力粘着マットの活用と実技など
3	11月14日(土)	9:00 ~16:00	・日常生活支援活動実習 (網戸張替・ガラス飛散防止、その他ニーズの高いテーマの講義)

※10/24の実習は、ドリルなどの電動工具類の使用方法や、脚立に上った高所での作業を行いますので、ご承知おきください。(作業が困難な方は、実技の観察とすることもできます。)

### 会場

全回とも戸塚区役所 8階大会議室

### 対象

戸塚区内在住・在勤または在学中、受講後に地域活動・ボランティア活動を実践する意思があり、全回出席可能な方20名。応募者多数の場合は、現在これらの活動を行っている方、もしくはその予定がある方を優先のうえ、選考により決定します。



### 受講料

無料。(講座修了後に日本ハウスマンテナンス協会の検定を受検される場合、検定料等は自己負担です。)

### 申し込み

裏面の申込書に記入しFAXまたは郵送で担当までお送りください。(8月31日必着)  
または同じ内容を電子メールでお送りいただいても結構です(様式は問いません)。  
応募の方全員へ、9月10日までに受講の可否(選考結果)をお知らせします。



# 舞岡地区センターだより

平成27年7月1日 発行

発行:舞岡地区センター  
横浜市戸塚区舞岡町 3020  
電話: 045-824-1915  
FAX: 045-824-1925  
休館日: 毎月第2月曜日  
(祝日の場合は翌日)

## わんぱく夏まつり

# 7月25日(土)

## 9時30分～15時 2階特設お祭り広場

デコナッフでつくるミニトート  
参加費: 400円 先着25人

9:30～11:30

当日受付

千ルシーまこと &  
Balljuggler Moka  
コメディィー  
マジックショー

14:30～15:00

事前申込

参加費: 100円 先着50人

(3歳以下は無料)

革のストラップづくり  
参加費: 100円 先着30人

9:30～11:30

当日受付

おみせやさん 1回: 50円

わたがし、くじびき、ゼリー&スーパーボールすくい

9:30～15:00

当日受付

ふしぎ発見理科ひろば  
ソーラーカーを作ろう  
参加費: 500円 先着15人

9:30～11:30

事前申込

おもしろ体験  
理科コーナー

12:30～14:30

参加費: 無料

おみやげ付

当日受付

お弁当コーナー

11:30～13:00

子ども弁当: 300円

おとな弁当: 500円

事前申込み  
19日まで

### 新着図書のご案内

青少年読書感想文全国コンクール課題図書  
小学生向け 全12冊 入荷しました。  
※ 貸出期間は1週間です。

## 7月の休館日:13日



# 自主事業のご案内

7月1日 発行

< わんぱく夏まつり >

ふしぎ発見理科ひろば

ソーラーカーをつくろう

日にち 7月25日(土)

時間 9時30分~11時30分

定員 小学生15名

参加費 500円

※3年生以下は保護者同伴で

受付開始 7月11日 14時から



落款(らっかん)づくり

~書や絵手紙に捺す落款を彫り、篆刻の楽しさを体験します~

日にち 8月29日、9月5日、12日(土)

時間 9時30分~11時45分

定員 10人

参加費 2,300円(全3回分)

持ち物 印刀、印床(初日購入可)

受付開始 8月11日 14時から



< わんぱく夏まつり >

チルシーまこと + Balljuggler Moka

コメディーマジックショー

日にち 7月25日(土)

時間 14時30分~15時

定員 50名

参加費 100円(3歳以下無料)

受付開始 7月11日 14時から



陶芸を楽しむ

~手びねりで茶碗などをつくります~

日にち 9月19日、26日(土)

時間 12時30分~14時30分

定員 8人

参加費 2,300円(全2回分)

受付開始 8月11日 14時から



< 親子ふれあいひろば「コアラ」 >

スクラップブックングで思い出残そう

~小さいお子さんと一緒に参加できます~

日にち 7月29日(水)

時間 10時~11時30分

定員 未就学児の親子15組

参加費 1組500円

持ち物 写真数枚、ハサミ、のり

受付開始 7月14日 14時から



はじめてのウクレレ

~ウクレレに触れるのが初めての方でも大丈夫。一緒に癒しの音色を奏でましょう~

日にち 9月~11月の毎月第2・4水曜

時間 10時~11時30分

定員 12人

参加費 2,200円(全6回分)

持ち物 ウクレレ

受付開始 8月11日 14時から

親子でつくろう!カントリーチェア

~夏休み木工教室~

日にち 8月16日(日)

時間 10時~12時30分

定員 小学生と保護者10組

参加費 1組1,000円

受付開始 7月17日 14時から



舞岡地区センター自主事業はどなたでもご参加いただけます。気になる講座がございましたら、お気軽にお申込みください。

## 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始について

### 【制度の概要】

- マイナンバー制度は、各々の行政機関等が保有する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤となる制度です。
- マイナンバーは、国内に住民票を持つすべての住民に通知される番号(12桁)で、28年1月以降、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で、法律・条例に規定された事務に利用されます。
- 「公平・公正な社会の実現」（負担を不当に免れることや不正な受給の防止）、「各種手続における利便性向上」（年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減る）、「行政事務の効率化」（行政機関間の情報連携による確認作業の減少等）を目指した制度です。

### 27年10月以降、横浜市からマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・ 27年の10月以降、市民の方一人ひとりにマイナンバーが「通知カード」で通知されます。
  - ☞ 世帯ごとに簡易書留（転送不可）で、住民票の住所に郵送されます。
  - ☞ 住民票の住所と異なるところにお住いの場合は、通知カードを確実に受け取ることができない可能性があるため、住民票の変更など必要なお手続をお願いします。
  - ☞ 震災避難者、DV（配偶者暴力）・ストーカー・児童虐待等で避難している方の対応については、今後、詳細が分かり次第、ホームページなどでお知らせします。
- ・ マイナンバーは、12桁の番号で、原則、変更されません。
  - ☞ お手元に届いたら、通知カードを大切に保管してください。

【通知カードのイメージ】



※紙製

### 28年1月から社会保障・税・災害対策の分野の手続で、マイナンバーが使われます。

- ・ 28年1月から横浜市やその他の行政機関で、法律等に基づき社会保障・税・災害対策の分野の手続を行うときに、申請書等にマイナンバーの記載が必要となります。
  - ☞ 28年1月以降、税金や福祉の手続などで窓口にお越しの際には、【個人番号カード】または【通知カード（マイナンバー確認用）と本人確認資料】をお持ちください。
  - ☞ 29年7月から全国的な情報連携が開始され、マイナンバーを手続書類に記載することにより、手続に必要な書類（課税証明書など）が省略されます。
- ・ 民間事業者が従業員の社会保障や税の手続を行う際にも、従業員や家族等のマイナンバーが必要になります。

注意

知らない会社から、電話等でマイナンバーを聞かれることはありません。



本人確認資料等に使える、個人番号カードは、申請により交付されます（無料）。

・通知カードが各世帯に送付される際には、個人番号カードの申請書が同封されています。

☞ 申請により、個人番号カードを28年1月以降、区の窓口で、初回は無料で受けることができます。

（有効期間は20歳以上10年、20歳未満5年。再交付は有料の予定。）

※現在お持ちの住民基本台帳カードは、有効期間内はそのまま使えます。

・個人番号カードは、様々な用途で利用可能です。

☞ 公的な本人確認資料として、利用できます。

☞ e-Tax（確定申告）など公的個人認証を使用した電子申請が利用できます。

☞ マイナポータル(情報等記録開示システム)が利用できます(年金等の社会保険料の支払い状況等)。

※国では現在、確定申告等での医療費控除の電子申請を検討しています。また、横浜市においても、

個人番号カードを活用した、コンビニエンスストアでの証明書発行サービスの導入を検討しています。

【個人番号カードのイメージ（表）】



【個人番号カードのイメージ（裏）】



【表面】

氏名、住所、生年月日、本人の写真

【裏面】

マイナンバー等  
ICチップ搭載

※プラスチック製

様々な面から、安心・安全な仕組みづくりを進めています。

制度面

✓法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。

✓なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。

✓法律に違反した場合、従来に比べて厳しい罰則が定められています。

システム面

✓個人情報、特定の機関が一括で所有することはなく、今までどおり各行政機関が分散して管理し、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。

✓個人番号カードのICチップには、券面の情報のみ記録されています。

✓他の行政機関との情報のやりとりは、マイナンバーを暗号化して行います。

マイナンバー制度のお問い合わせは

マイ ナン バー

**0570-20-0178** (全国共通ナビダイヤル)

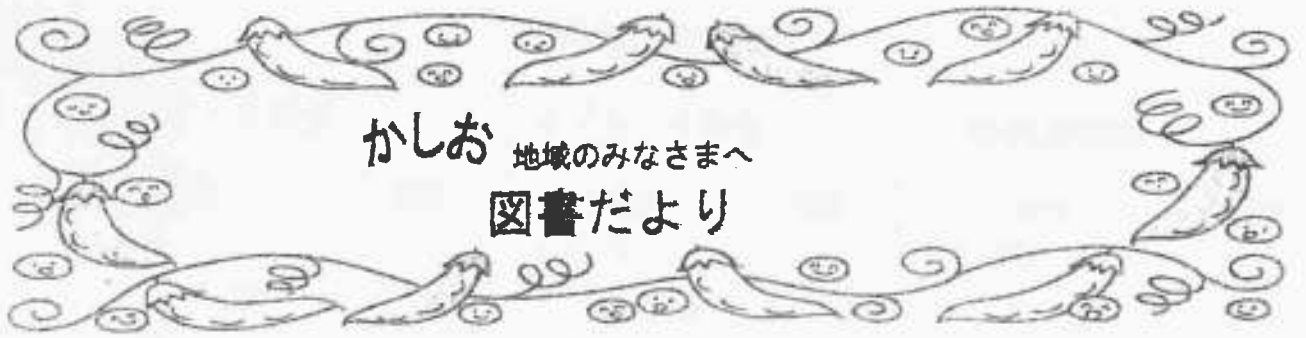
※お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。

平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は0570-20-0291におかけください。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。



かしお 地域のみなさまへ  
図書だより

横浜市立柏尾小学校  
校長 栗原 繁昌  
柏尾小学校図書部

子どもたちの読書活動に、地域の方のお力を貸してください

読書を通して、新しい言葉を知り、想像力を広げます。直接表記されていない行間を読むことを通して、思いやりや優しさ、正しい行いを学びます。読書活動は学力を高めるだけでなく、生き方の土台をつくり、豊かな心に育てていってくれます。

柏尾小学校にあっては、保護者の協力、地域の方々の協力を得て「読み聞かせ」を実施してきています。現在 13 名の読み聞かせボランティアの方々がいらっしゃいますが、全学級に入っていたために、各人に担っていただいている時間が多くなってしまっています。そこで、ご参加いただける方を増やしたく思い、参加のお願いをさせていただきます。

「今日はどんなお話かな？」本との出会いを楽しみにしている柏尾小学校の子どもたちに、本を読んでいただけないでしょうか。読書好きの子どもたちを育てていくために、地域の皆様のお力を拝借したくお願いいたします。

協力隊 あいことば

## 一度だけでも 一緒に 楽しんで

**読み聞かせ協力隊 活動日時**

- ♡ 第1・3水曜日…1～3年生
- ♡ 第2・4水曜日…4～6年生
- ♡ 第2・3水曜日…個別支援級

日時の詳細は、裏面に記入しています。

**こんなことをしています**

- ♡ 1年生から6年生までの子どもたちに、自分で選んだ本や、担任の先生からお願いされた本を読んでいます。
- ♡ 水曜日、朝8時25分～40分までの15分間、子どもたちの心のオアシスになっています。

♡ 前もって、子ども達に読んであげたい本を選んでいきます。

疑問や不安にお応えします。細かい点は、いつでも図書担当（生方・眞田）までお尋ねください。



○協力隊への登録方法は？

⇒協力隊の募集は、下記の用紙にご記入いただき各自治体の班長の方にご提出ください。なお今回の募集は、2月までの後期分です。

○登録したら、毎週参加しなくてはいけませんか？

⇒参加できる日時だけで、大丈夫です。「一度だけだと気が引けて…」という方がいらっしゃいますが、その一度だけを何人もの方にご協力いただけるだけのことがあります。

○協力予定日に、突然行くことができなくなったら？

⇒「読み聞かせ協力隊」の場合は、来校できなくなった時点で、図書館担当までご連絡ください。ご連絡をいただいた時点で、担任の読み聞かせに切り替えます。

○読み聞かせの本は、どうやって選ぶの？

⇒学年の実態に合わせて、適切な本を事前に選ぶ必要があります。過去4年間分の「柏尾小学校読み聞かせリスト」があり、これまでに協力隊の皆さんが読んでくださった本のリストが学年ごとにありますので、その中から選んでください。協力隊の方は、柏尾小学校の図書室から本を借りることができます。また、公共図書館から借りた本や、家にある本を読んでくださる方もいらっしゃいます。

○協力隊の打ち合わせ会に、出席できないのですが？

⇒参加できなかった方には、打ち合わせ会で配布した資料を後日お届けします。活動日当日にお越しくください。「読み聞かせ協力隊」にご協力いただける場合は、下記の申し込み用紙に、ご協力いただける日時をご記入いただきご提出いただきましたら、できる限り考慮した上で、決定した日時をお知らせします。

協力隊に登録いただいた方を対象に、事前打ち合わせ会を行います。詳しい日程は後日お知らせします。



きりとりせん

**読み聞かせ協力隊カード**

① (協力者名) 協力者氏名 \_\_\_\_\_

② 協力者住所 \_\_\_\_\_

③ 連絡先 TEL \_\_\_\_\_

④ 連絡事項(自由記述)

読み聞かせ日程(後期分)

1・2・3年生		4・5・6年生		個別支援級	
日付	曜日	日付	曜日	日付	曜日
10月 21日	水	10月 28日	水	10月 21日	水
11月 18日	水	11月 25日	水	11月 18日	水
1月 20日	水	1月 13日	水	1月 20日	水
2月 3日 17日	水	2月 10日 24日	水	2月 10日 17日	水

ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

問い合わせ先 横浜市立柏尾小学校 (045-822-0277) 生方まで

改正道路交通法  
の  
ポイントその1

平成27年6月1日施行  
(平成25年6月14日公布)



# 危険行為を繰り返す 自転車運転者に 講習の受講が義務化

自転車に関係する事故の約6割が、自転車側にも法令違反のあるのが実態。加害者となって高額の賠償を命じられるケースも少なくありません。このため、危険な違反行為を繰り返して行った自転車運転者に対し、危険防止のための講習の受講を命じる制度が新設されました。

信号無視や酒酔い運転、一時不停止等、  
特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと、  
「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

法第108条の2第1項14号 法第108条の3の4 令第41条の3

## 「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為の概要

令第41条の3

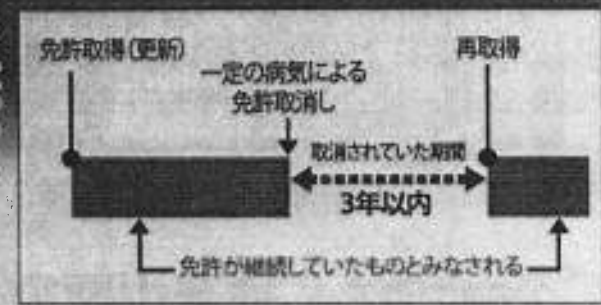
- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ① 信号無視          | ⑧ 右折時、直進車や左折車への通行妨害 |
| ② 通行禁止道路（場所）の通行 | ⑨ 感情交差点安全進行義務違反等    |
| ③ 歩行者用道路での徐行違反  | ⑩ 一時不停止             |
| ④ 歩道通行や車道の右側通行等 | ⑪ 歩道での歩行者妨害等        |
| ⑤ 路側帯での歩行者の通行妨害 | ⑫ 制動装置不備の自転車の運転     |

- ⑥ 遮断踏切への立ち入り
- ⑦ 交差点優先車妨害等

- ⑬ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反



「一定の病気」(てんかん・統合失調症・認知症等)に該当すること等を理由に免許を取り消された場合で、その後、3年以内に症状が改善するなどして免許を再取得した人については、取り消されていた期間の前後の免許が継続していたものとみなされ、合計期間が5年以上で無事故・無違反であれば「優良運転者」となります。法第92条の2



※「優良運転者」になると、免許証の有効期間が5年になる、更新時講習が短時間で済む等のメリットがあります。



# 戸塚アンダーパスは、 歩行者・自転車通行禁止です!

JR戸塚駅の北側にある戸塚大踏切は、ピーク時には1時間のうち57分間も遮断される、全国でも有数の「開かずの踏切」でした。今年の3月25日に「戸塚アンダーパス」が開通したことで、これまで戸塚大踏切を通行していた車両は「戸塚アンダーパス」に、歩行者は「戸塚大踏切デッキ」へと完全に分離され、踏切事故や踏切渋滞がなくなるなど安全で便利になりました。

ただし、「戸塚アンダーパス」は歩行者や自転車の通行は禁止されています!  
戸塚アンダーパスに歩行者や自転車が進入すると大事故につながる可能性があります。  
歩行者や自転車の方は「戸塚大踏切デッキ」をご利用頂くようお願いいたします。

# 愛の一声

平成27年度  
柏尾地区交通安全母の会  
会長 青山真由美

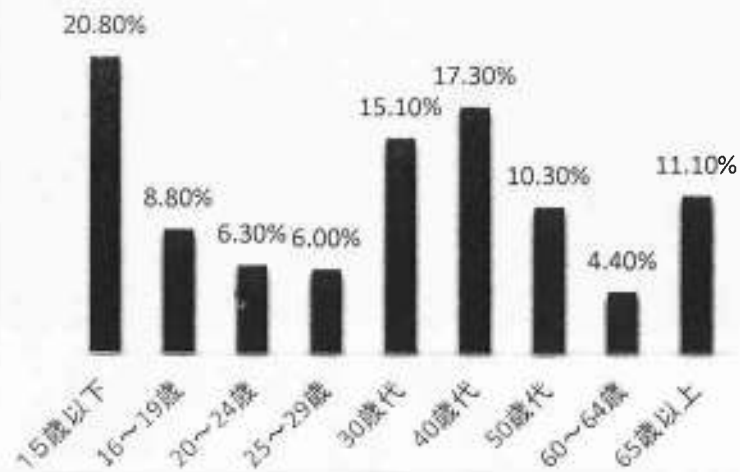
## 横浜市の自転車交通事故

自転車に関する事故が増えています。  
市内の自転車事故の62.7%が、交通ルールを違反したことによって起きています。

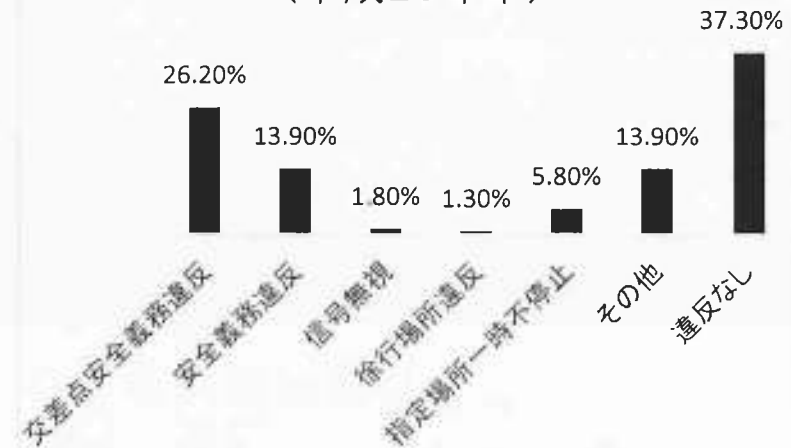
平成25年中の横浜市内の自転車事故は2517件  
このうち、自転車に関係した事故による負傷者は2446人  
自転車に関係した事故による死亡者は6人



自転車事故の多い年代は？  
(平成25年中)



事故に遭った自転車の  
ルール違反の割合  
(平成25年中)





# おさらいしよう! 自転車のルールとマナー



ルールを守らない運転は思わぬ事故やケガのもとになってしまいます。  
また、危険運転をした場合、罰則が科せられることがあります。



歩道は「歩行者優先」いつでも止まれる速さで走りましょう。歩行者の通行を妨げそうなときは一時停止しましょう。



自転車が横に並んで走ると、他の通行人や車道を走る車の妨げになります。一緒に走るときは、横に並ばないようにしましょう。



×傘を差しながら  
×携帯電話やスマホを使用しながら  
×ヘッドフォンを使用しながら  
レインコートを使用したり、自転車を停めてから携帯電話・スマホを使いましょう。

自転車事故にも、これだけの責任があります!

自転車走行中の小学生が歩行者に衝突、親に賠償命令

小学生が時速約20~30kmのスピードで自転車走行中、歩行者に衝突し、寝たきりとなる後遺障害を負わせた。(平成25年7月 神戸地裁判決)

損害賠償 9,500万円

万が一の事故に備えて、自転車保険に入ろう

自転車でも加害者側になると多額の賠償の支払いが求められる場合があります。

さまざまな自転車向けの保険が発売されています。万が一に備えて、自分に合った保険に加入しておきましょう。

\*自転車の点検・整備にあわせて補償がつく保険もあります。

【TSマーク】詳細は日本交通管理技術協会へ。  
(<http://www.tmt.or.jp/safety/index2.html>)

自転車は、定期的に点検しよう!

ブレーキがきちんと動くか  
タイヤに空気が入っているか  
ライトがつくか